

商品概要説明書

館林信用金庫

1. 商品名	消費税納入専用定期積金「安心だ税」
2. ご利用いただける方	個人事業主の方及び法人。 消費税納入のための専用定期積金です。
3. 期間	6ヶ月以上1年以内。
4. お払込 ①お払込方法 ②お払込金額 ③お払込単位	定期的に払込みいただきます。 10,000円以上 1,000円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括してお支払します。
6. 利息 ①適用金利 ②利払方法 ③計算方法	預入時のスーパー定期積金の店頭表示利率の2倍を満期日まで適用します。 給付補填金(お利息相当額)は満期日以後に一括してお支払します。 付利単位を1円 契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 課税方法	・個人の方は20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日は復興特別所得税が追加課税され20.315% (国税15.315% 地方税5%) * マル優はご利用できません。 ・法人は総合課税
8. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示ボード他、ホームページ上でもご覧いただけます。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	消費税納付時に不足を生じた場合「消費税特別融資制度」のご相談に応じます。 貸出対象者: 定期積金「安心だ税」の契約者で払込実績が3回以上あり、遅延のないこと。 貸出限度額: 給付契約金額を限度とし、納付消費税額の50%以内。(最高200万円まで) 貸出利率: 定期積金「安心だ税」の金利+2% 貸出形式: 手形貸付または証書貸付 貸出期間: 原則として1年以内。 連帯保証人: 個人の方は配偶者または事業継承者。 法人の場合は法人代表者、役員、事業継承者のうち1名。 担保: 必要に応じて徴求させていただきます。
11. 中途解約時の取扱	解約日の中途解約利率により利息計算します。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	・本商品の苦情等は、当金庫営業日(9~17時)に営業店又は総務部(0276-72-2565)にお申し出下さい。 ・下記の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫のほかにご利用を希望されるお客様は、全国しんきん相談所をはじめとする下記の機関へお申し出下さい。 全国しんきん相談所 03-3517-5825 東京弁護士会 03-3581-0031 第一東京弁護士会 03-3595-8588 第二東京弁護士会 03-3581-2249
13. その他重要事項	・この預金は、預金保険制度の対象となります。 ・満期日までに全ての払込が終了していない場合は、中途解約の取扱となります。 ・払込が遅延した場合、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 または、証書記載の年利回りの割合による延滞利息をいただきます。 ・払込日前に払込まれた場合、証書記載の年利回りに準じて先払割引金を満期日に計算します。 ・先払分に応じて満期日の繰上は行いません。 ・満期日以後のお利息は解約日又は継続日における普通預金利率により計算します。